

**医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号並びに
歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術の実施件数**

実績期間：2024年1月～2024年12月

区分	項目		実施件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	101
	イ	黄斑下手術等	268
	ウ	鼓室形成手術等	71
	エ	肺悪性腫瘍手術等	174
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	198
区分2	ア	靭帯断裂形成手術等	102
	イ	水頭症手術等	40
	ウ	副鼻腔悪性腫瘍手術等	26
	エ	尿道形成手術等	12
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	63
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	21
区分3	ア	上顎骨形成術等	17
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	29
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術	16
	エ	母指化手術等	3
	オ	内反足手術等	1
	カ	食道切除再建術等	10
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分4	胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術		455
その他	ア	人工関節置換術	178
	イ	乳児外科施設基準対象手術	4
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	68
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	247
	経皮的冠動脈形成術		36
	急性心筋梗塞に対するもの		3
	不安定狭心症に対するもの		4
	その他のもの		29
	オ	経皮的冠動脈粥腫切除術	2
	経皮的冠動脈ステント留置術		91
	急性心筋梗塞に対するもの		22
	不安定狭心症に対するもの		9
	その他のもの		60